

電気通信大学大学院情報理工学研究科担当教員資格審査における教育
研究業績判定基準等の申合せ

平成 26 年 6 月 18 日
改正
平成 27 年 12 月 11 日
平成 28 年 11 月 18 日
平成 29 年 9 月 20 日
令和 4 年 9 月 13 日
令和 6 年 11 月 6 日

電気通信大学大学院情報理工学研究科担当教員資格審査内規第 7 条第 2 項の規定に基づき、教育研究業績の判定基準を以下のとおり申し合わせるものとする。

1. 学術論文業績

学術論文の業績は、原則として以下の基準により判定する。

学術論文業績の基準

	担当教員資格	総論文数	最近 5 年の論文数
博士後期課程	研究指導担当教員 (D [◎])	20	5
	研究副指導担当教員 (D 合)	10	3
	講義担当教員 (D 可)	—	
博士前期課程	研究指導担当教員 (M [◎])	10	3
	研究副指導担当教員 (M 合)	5	2
	講義担当教員 (M 可)	—	

対象とする論文の種類、計数方法は、研究分野の特質を考慮して各専攻において定めることとし、代議員会に報告する。

なお、上記基準によることが適切ではない実務家教員の判定については、別に定める。

2. 教育研究指導実績

教育研究指導実績は、原則として以下の基準により判定する。

教育研究指導実績の基準

	担当教員資格	教育研究指導実績
博士後期課程	研究指導担当教員 (DⒺ)	博士研究副指導実績、修士研究指導実績又は企業等での部下の研究指導実績 (論博等)
	研究副指導担当教員 (D 合)	修士研究指導実績
	講義担当教員 (D 可)	講義能力、修士講義実績
博士前期課程	研究指導担当教員 (MⒺ)	修士研究副指導実績、学部研究指導実績又は企業等での部下の研究指導実績
	研究副指導担当教員 (M 合)	学部研究指導実績
	講義担当教員 (M 可)	講義能力、学部講義実績

教育研究指導実績には、他大学等での実績も含むものとする。

D可並びにM可については、教育研究分野ごとに、その都度、審査を行うものとする。

3. 上記1又は2の基準に満たない場合、専攻長は、基準に相当する学術論文業績又は教育研究指導実績であることを、理由書により説明する。

4. 担当教員資格を認めるときは、審査対象の担当教員資格に応じて、以下の表に掲げる担当教員資格 (既に認められた資格を除く。) についても併せて認めることとする。なお、令和4年9月13日改正以前に担当教員資格を認められている者にあつては、当該担当教員資格を認められた日をもって以下の表に掲げる担当教員資格 (既に認められた資格を除く。) についても認めることとする。

	審査対象の担当教員資格	併せて認める担当教員資格
博士後期課程	研究指導担当教員 (DⒺ)	D 合、D 可、MⒺ、M 合、M 可
	研究副指導担当教員 (D 合)	D 可、M 合、M 可
	講義担当教員 (D 可)	M 可
博士前期課程	研究指導担当教員 (MⒺ)	M 合、M 可
	研究副指導担当教員 (M 合)	M 可

D可を認める者に併せてM可を認めるときは、同一の教育研究分野に限るものとする。

5. 既に認められた資格について、平成28年度を対象期間の開始年として原則5年ごとに再審査を行う。

なお、実務家教員の再審査については、本申合わせ「1. 学術論文業績」の基準による審査を行うものとする。ただし、総論文数は基準としないこととする。

6. 再審査を行う場合は、それまでの当該担当教員資格における研究指導実績に基づいて資格の審査を行う。当該担当教員資格における研究指導実績が無い場合は、新たに資格を取得する場合と同じ基準により審査を行うものとする。

7. 資格審査に必要となる書類は以下のとおりとする。

- (1) 審査書 1通
- (2) 研究科担当教員資格審査の対象とする学術論文等の概要（各200字程度）1通
（対象論文数の論文概要を含む）
- (3) 研究科担当教員資格審査の理由書（必要な場合のみ） 1通